## 第9回「知床遊覧船事故対策検討委員会」議事概要

日 時:令和4年11月8日(火)14:00~16:00

場 所:合同庁舎3号館4階 幹部会議室

出席委員:山内委員長、河野委員長代理、安部委員、梅田委員、庄司委員、髙橋委員、

田中委員、野川委員、眞嶋委員、南委員、渡邉委員

議事次第に沿って、事務局から資料の説明を行い、意見交換を行った。主な意見は 以下のとおり(欠席委員からの意見を含む)。

- 1.「速やかに講ずべき事項」の実施状況について(報告)
- 劣化・損傷の進行のおそれがあるものを確実に排除できるよう、様々な損傷形態を考慮して、技術検討会で取りまとめられた基準であり、今後、JCIとともに国交省で具体化をお願いしたい。
- 2.「今後速やかに具体化を図るべき事項」の具体化について その2 (運航管理体制の強化)
- 乗船中の船長と運航管理者の兼務の原則禁止の例外について、②の「やむを得ない事情」が言い逃れの根拠とならないよう、厳格に運用すべき。

## (行政処分の強化)

- 事業者の報告義務違反への処分も検討してほしい。
- 海上運送法上の処分事由として船員法違反を追加することについて、船員労務官等による船員法の執行と、海上運送法上の処分との関係について整理する必要がある。また、船員法は船舶所有者、海上運送法は事業者が義務主体となっており、その違いについての留意も必要。

## (船客傷害賠償責任保険の限度額引上げ)

- 他の運送サービス等と比較した場合、この委員会のスコープ内ではないが、今後 は遊漁船についても注視が必要。
- 賠償限度額の引上げにより、良心的な零細事業者等の経済的負担が大きくなり、 廃業に追い込まれることがないよう、配慮が必要。
- 賠償限度額の引上げに当たっては、保険会社から引受けの条件として、事業者の 安全対策や安全管理体制に関してより高い水準を求められることとなるため、事業 者の安全に関する取組みのレベルアップに寄与することを期待。

## (国による安全情報の提供)

○ 運輸安全委員会ウェブサイトにおいて、事故原因、再発防止策等を含む事故報告 書に常時アクセス可能であることから、処分の開示期間の延長というより、事故報 告書の活用や対応策の効果等に関する前向きな情報提供を検討すべき。

- 再生を期す事業者には、情報開示によるペナルティを与え続けて改善意欲を削ぐ のではなく、改善取組を紹介する等、事業の改善につながるように促していただき たい。
- 航空、鉄道では、自社や同業他社が起こした重大事故について、社員への安全啓発に利用している例がある。海事も業界全体で安全啓発に取り組んでほしい。その際、事故から何を学び、安全に関わる技術が進歩したのかなども併せて解説してもらうと良い。

以上